相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市赤坂町八五番地一、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町下印食三丁目四八番地の一モアグレース岐南駅前七〇三号室

被相続人　亡　野村　正浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所岐阜県羽島市竹鼻町丸の内四丁目七番地第２三浦コーポ二〇一号

相続財産管理人　司法書士　平野　瞬

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市港南区港南六丁目二四六八番地、最後の住所静岡県伊東市岡一四四八番地の五〇伊東マンション第三別館五一〇号

被相続人　亡　古屋　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

静岡県伊東市広野一丁目三番三号

相続財産管理人　司法書士　鬼頭　幸一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市南区扇田町三〇番地、最後の住所愛知県名古屋市南区西又兵ヱ町四丁目八番地の二（特別養護老人ホーム南生苑）

被相続人　亡　安藤新太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階　名古屋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤洪太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市上京区河原町通広小路上る梶井町四六五番地、最後の住所京都市左京区吉田中大路町三一番地

被相続人　亡　頼本　裕国

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

京都市中京区烏丸御池東入　アーバネックス御池ビル東館六階　御池総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小原　路絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市東住吉区杭全三丁目五番地、最後の住所大阪府河内長野市菊水町六番一八号

被相続人　亡　西峠　満雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

大阪市北区西天満三丁目一〇番三号ＹＳＲ西天満ビル五階

相続財産管理人　弁護士　野田　英二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市招提中町一丁目一一番、最後の住所大阪府枚方市招提中町一丁目一一番一一号

被相続人　亡　山本　道雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三

相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県大島郡伊仙町大字面縄九番地、最後の住所大阪市西成区天下茶屋一丁目一三番三号

被相続人　亡　伊集院ことみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

大阪府豊中市末広町二丁目一番四号豊中末広ビル二階二〇三号

相続財産管理人　弁護士　向井　啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾西三九八番地一、最後の住所兵庫県姫路市菅生台一八六番地

被相続人　亡　浦上　美代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

兵庫県姫路市三左衛門堀西の町一三三番地

相続財産管理人　中野　二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市上田井一三九番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　森田　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所和歌山市八番丁九番地県信ビル七階谷口昇二法律事務所

相続財産管理人　弁護士　谷口　昇二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県日野郡日南町丸山二〇二番地一、最後の住所鳥取県日野郡日南町丸山二一一番地

被相続人　亡　田邊　治男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

鳥取県米子市旗ヶ崎七丁目一一番二五号

相続財産管理人　司法書士　田中　健雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市南野六丁目二七二番地三、最後の住所岡山県津山市東一宮五九番地の三

被相続人　亡　谷本　謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月四日

事務所岡山県津山市田町六番地一

相続財産管理人　司法書士　田野　修

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成三十年六月四日

一、墳墓等所在地　愛知県刈谷市寺横町四丁目三六番地

一、墳墓等の名称　正覚寺

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、墓石等の名称　全て不詳　合計二一七基

一、改葬を行おうとする者　愛知県刈谷市寺横町四丁目三六番地　宗教法人正覚寺住職　代表社員　大音祖瑛

第32期決算公告

平成30年6月1日　長野県諏訪市大和三丁目３番５号

秋田エプソン株式会社

代表取締役会長　井上　直志

貸借対照表の要旨　（平成30年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,718,250	負債	9,532,887
固定資産	6,425,963	流動負債	600,409
		固定負債	8,932,478
		流動賞与引当金	37,274
		退職給付引当金	11,109
		株主資本	26,165
		資本金	3,574,051
		資本剰余金	80,000
		利益剰余金	10,000
		利益準備金	3,484,051
		その他利益剰余金	12,904
		（うち当期純利益）	3,471,147
			(591,621)
資産合計	13,144,214	負債・純資産合計	13,144,214